

# 農業振興地域の概要

令和 2 年度版

令和 3 年 2 月

岩手県農林水産部農業振興課

# 目 次

- 1 農業振興地域制度の概要
- 2 市町村農業振興地域整備計画定期見直し（予定）年度別一覧
- 3 農業振興地域の概要
  - (1) 全国の概要
  - (2) 岩手県の概要
- 4 農用地区域内における開発行為の状況
- 5 農業振興地域面積等一覧
- 6 農業振興地域制度担当部課一覧

# 1 農業振興地域制度の概要

## 1 農業振興地域制度 — 生まれた背景と思想

戦後の農地の利用規制は、農地法により行われてきましたが、昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴う都市への人口集中など市街化の急速な進行・拡大により、周辺農地の無秩序なかい廃（スプロール化）が進み、農地の利用度の低下等農業農村への影響が生じることとなりました。

このため、農業以外の土地利用との調整を図りつつ、集団的な優良農地を確保し、効率の高い農業投資を計画的に推進するため、新都市計画法（昭和 43 年）に続き、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）が制定されました。

## 2 制度の目的

農業振興地域制度は、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地等を良好な状態で確保するとともに、土地の農業上の利用を確保しながら農業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るという観点に基づく制度です。

## 3 制度の仕組み

- (1) 知事は、農林水産大臣と協議のうえ、農業振興地域整備基本方針を策定します。
- (2) 知事は、農業振興地域整備基本方針に基づいて、農業振興地域を指定します。  
農業振興地域とは、おおむね 10 年以上にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域のことです。
- (3) 市町村は、知事と協議のうえ、市町村農業振興地域整備計画（市町村整備計画）を策定します。  
市町村整備計画は、当該農業振興地域における農業の総合計画であり、おおむね 10 年を見通して策定されます。

## 4 市町村整備計画の内容

市町村整備計画は、優良農地の確保を図るための農用地利用計画と、地域の農業振興方策を明らかにした各種計画（マスタープラン）で構成されています。

### 【農用地利用計画】

農用地利用計画では、農業振興の基盤である農用地の確保、農業生産基盤整備等の計画的な実施のため、農業以外の土地利用を規制する区域（農用地区域）を定めます。

農用地区域においては、農業施策が集中的に実施されるとともに、相続税など税制上の優遇措置を受けることができます。

一方で、農用地区域内の土地は、農業以外の土地利用が制限されるだけでなく、計画で指定された用途区分以外の土地利用が制限されます。

### 【マスタープラン】

- 農業生産基盤の整備開発計画
- 農用地等の保全計画
- 農業経営規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進計画
- 農業近代化施設の整備計画
- 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
- 農業従事者の安定的な就業の促進計画
- 生活環境施設の整備計画
- 森林の整備その他林業の振興との関連事項

## 5 市町村整備計画の変更

### (1) 計画変更の種類

#### ア 基礎調査の結果による変更（定期見直し）

おおむね5年ごとの基礎調査の結果に基づき、農業振興の方向を再検討し、農用地利用計画及びマスタープランの総合的な見直しを行います。

#### イ 定期見直し以外の変更（随時変更）

県基本方針の変更、農業振興地域の区域変更、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたとき、計画の変更を行います。

### (2) 計画変更の手続き

別図「市町村整備計画の変更手続き」を参照してください。

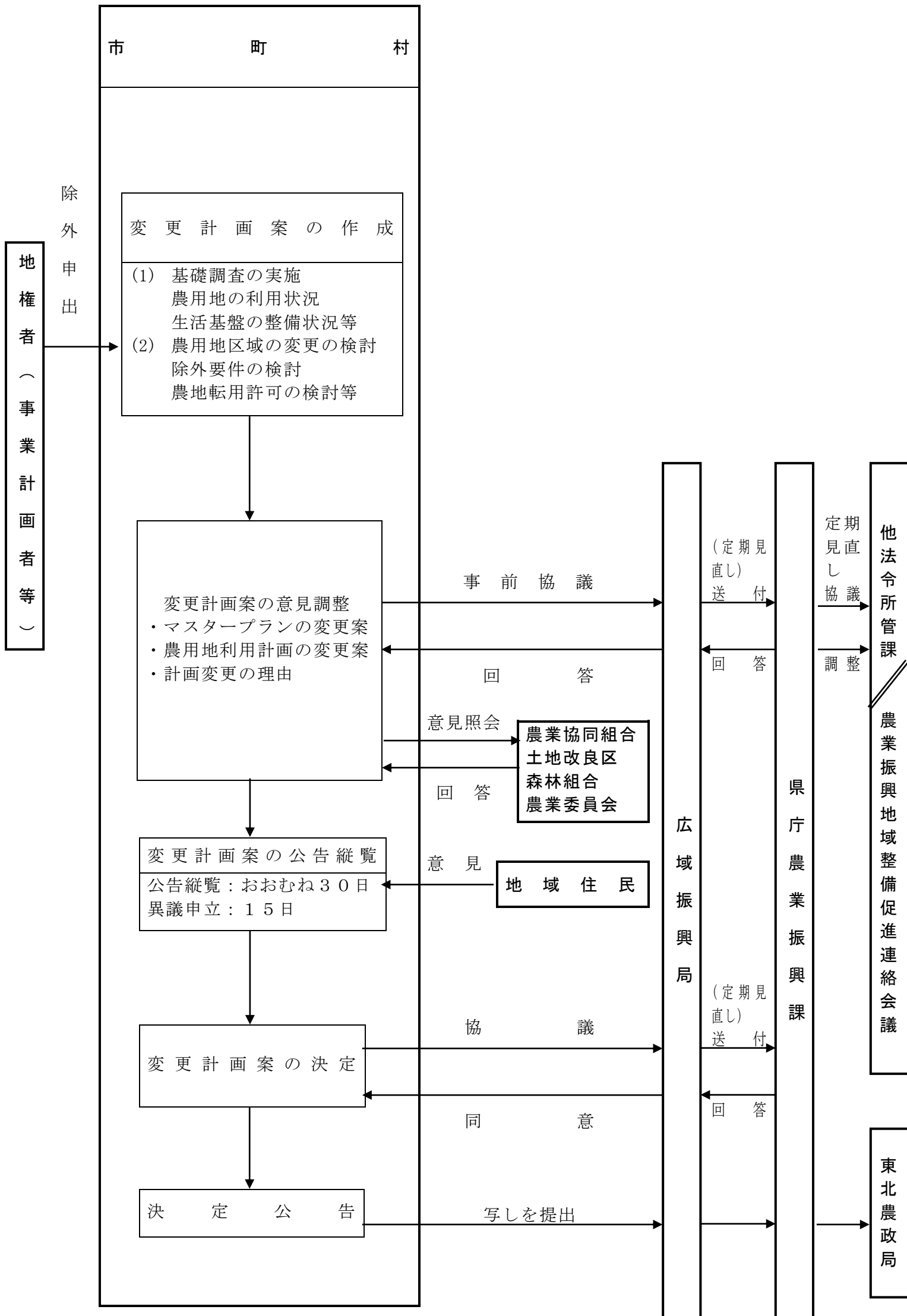
## 6 農用地区域からの除外

農用地区域内の土地を農用地区域から除外（農振除外）するためには、農用地利用計画の変更が必要になりますが、原則として次の5つの要件を全て満たす場合に限り行うことができます。

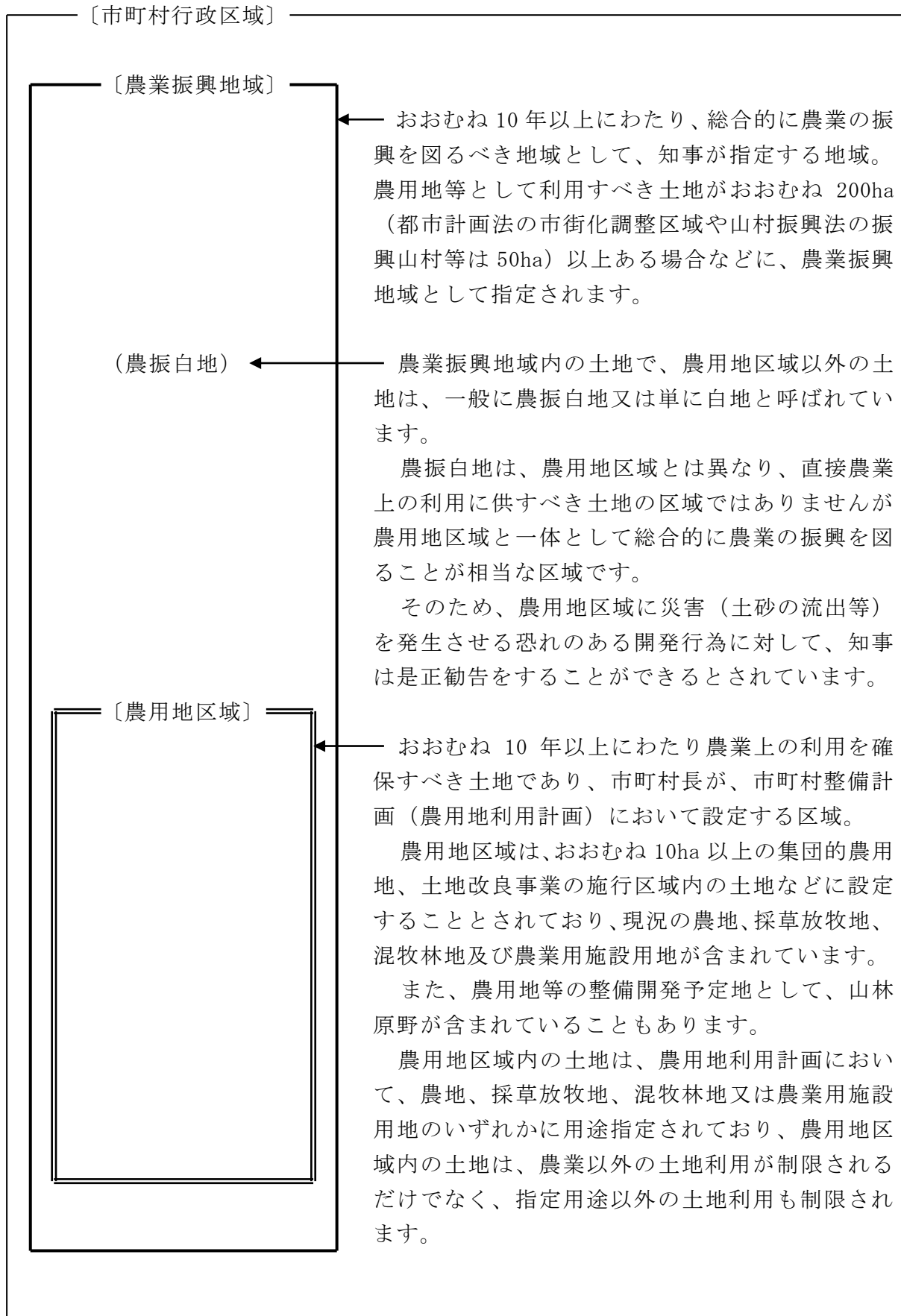
なお、農用地利用計画の変更は、市町村整備計画の一部変更にあたるので、農振除外を行うためには、市町村整備計画の変更手続きが必要となります。

- 1 当該地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域に代替すべき土地がないこと。
- 2 農用地利用計画の変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 農用地利用計画の変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- 5 土地改良事業等（区画整理、農業用排水施設の整備、農用地の造成等の事業）の施行区域内にある土地については、当該事業が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること。

(別図) 市町村整備計画の変更手続き



## 農業振興地域と農用地区域



## 2 市町村農業振興地域整備計画定期見直し（予定）年度別一覧

年度	H29 年度実施	H30 年度実施	R1 年度実施	R2年度実施予定	R3年度実施予定	R4年度実施予定	R5年度実施予定	R6年度実施予定	R7年度実施予定	R8年度実施予定
H1 ～ 28	盛岡市 滝沢市 紫波町 花巻市 一関市 西和賀町 田野畑村 二戸市 洋野町	雫石町 岩手町 矢巾町 遠野市 山田町 大船渡市 普代村	一戸町 九戸村 大槌町	金ヶ崎町 住田町 宮古市	八幡平市 葛巻町 奥州市 平泉町 北上市 久慈市 軽米町 野田村 釜石市	盛岡市 滝沢市 紫波町 花巻市 一関市 西和賀町 田野畑村 二戸市 洋野町 陸前高田市	雫石町 岩手町 矢巾町 遠野市 山田町 大船渡市 普代村	一戸町 九戸村	葛巻町 金ヶ崎町 宮古市 大槌町 住田町	八幡平市 葛巻町 奥州市 平泉町 北上市 久慈市 軽米町 野田村 釜石市
					<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>※令和3年度以降見直し予定 (復興整備計画作成市町村等) 岩 泉 町</p> </div>					
計	9 市町村	7 市町村	3 市町村	3 市町村	9 市町村	10 市町村	7 市町村	2 市町村	5 市町村	9 市町村

### 3 農業振興地域の概要

(1) 全国の概要

単位：万 ha

項目		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
総面積		476	474	472	472	470	468	468
農用地	田	228	227	227	226	226	225	225
	畑	154	154	153	153	152	152	153
	樹園地	31	31	30	30	29	29	28
	農地計	413 (406)	412 (405)	410 (403)	409 (403)	407 (402)	406 (401)	406 (400)
	採草放牧地	16	16	16	15	15	15	14
計		430	428	426	424	422	421	420
混牧林地		7	7	6	6	6	6	6
農業用施設用地		4	4	4	4	4	5	5
混牧林地以外の山林原野		31	32	32	33	33	33	33
その他		3	3	3	4	4	4	4

資料：農村振興局農村政策部農村計画課調べ

注 1：数値は四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

注 2：平成 23 年は、東日本大震災により被災した 3 県（岩手県、宮城県、福島県）を調査対象から除いているため、平成 24 年～平成 30 年と比較することはできない。

注 3：平成 24 年～平成 30 年においては、福島県内の東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった 9 町村については、平成 21 年の農地面積から、平成 21 年以降に農用地区域の除外、編入等を行った面積を加除して算出している。

注 4：( ) 書は、耕地面積。

(2) 岩手県の概要

本県の農業振興地域は、県土の約 49%にあたる約 75 万 ha で、そのうち約 25%にあたる約 19 万 ha に農用地区域が設定されている。

単位：ha

	総面積	農用地						混牧林地	農業用施設用地	山林原野	その他
		農地				採草放牧地	計				
		田	畑	樹園地	計						
農業振興地域 (33 地域)	745,614.9	96,386.8	74,978.5	4,832.4	176,197.7	5,338.8	181,536.5	2,680.4	1,041.9	474,702.2	85,653.9
農用地区域	185,043.3	88,661.8 (87,992.7)	58,855.0 (57,430.3)	4,035.6 (4,034.5)	151,552.4 (149,457.5)	3,784.4	155,336.8	1,135.4	936.8	27,666.5	17.8
						170,425.1	3,248.3	173,673.4	10,632.3	737.6	

資料：市町村からの報告（令和元年 12 月 31 日現在）

注：( ) は、耕地面積。



## 4 農用地区域内における開発行為の状況

(1) 開発行為の許可に係る現況地目区分別面積

(単位：a、件)

市町村名	処 理 件 数		農 用 地					混 牧 林 地	農 業 用 施 設 用 地	混 牧 林 地 以 外 の 山 林 原 野	そ の 他	計
	許 可 件 数	不 許 可 件 数	田	畑	樹 園 地	採 草 放 牧 地	小 計					
県 計												

該当なし

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

(2) 開発行為の許可に係る種類別許可件数、面積

(単位：a、件)

市町村名	宅地の造成		土地の開墾		農用地間の用途変更		土・岩石又は砂利採取		鉱物の採掘		切土・盛土の集積等		その他土地の形質変更		その他工作物の新築等		合 計		
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
県 計																			

該当なし

平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

## 5 農業振興地域面積等一覽表

単位:ha、%

振興局名	市町村名	農業振興地域 A	農用地区域 B	農用地区域の 設定率 B/A	農振地域内 現況農用地 C	農用地区域内 現況農用地 D	現況農用地の 設定率 D/C
盛岡広域	盛岡市	43,238.0	7,498.9	17	10,141.8	7,461.5	74
	八幡平市	38,550.0	9,603.7	25	10,974.1	9,392.8	86
	滝沢市	7,197.0	3,679.6	51	3,853.7	3,569.1	93
	雫石町	13,979.0	7,980.0	57	5,802.9	5,214.0	90
	葛巻町	29,252.0	15,605.1	53	4,225.3	4,039.6	96
	岩手町	15,835.0	5,260.1	33	5,253.8	5,125.0	98
	紫波町	15,838.0	5,676.2	36	5,915.5	5,322.2	90
	矢巾町	4,966.0	2,554.5	51	2,916.4	2,533.4	87
	小計	168,855.0	57,858.1	34	49,083.5	42,657.6	87
県南広域	花巻市	43,718.0	15,931.6	36	16,287.3	15,402.5	95
	遠野市	42,869.0	7,255.2	17	8,558.2	6,799.2	79
	北上市	22,856.0	8,251.9	36	9,667.6	8,201.6	85
	西和賀町	13,933.0	2,474.4	18	2,822.8	2,414.7	86
	奥州市	61,737.0	20,095.1	33	23,133.6	19,939.0	86
	金ヶ崎町	12,983.0	5,048.6	39	5,145.0	4,837.5	94
	一関市	90,262.0	19,376.1	21	21,689.4	18,775.7	87
	平泉町	5,135.0	1,430.2	28	1,494.0	1,355.1	91
	小計	293,493.0	79,863.1	27	88,797.9	77,725.3	88
沿岸広域	大船渡市	6,320.0	2,813.7	45	1,893.0	1,508.4	80
	陸前高田市	3,749.0	1,426.7	38	1,708.0	1,394.8	82
	住田町	7,007.0	2,079.0	30	1,649.0	1,509.4	92
	釜石市	14,872.0	1,384.7	9	1,859.1	1,198.3	64
	大槌町	6,616.0	2,121.4	32	1,345.1	1,294.8	96
	宮古市	44,661.0	2,877.0	6	4,377.7	2,662.0	61
	山田町	8,992.0	525.0	6	668.3	458.3	69
	岩泉町	43,848.0	11,611.6	26	5,439.3	3,992.7	73
	田野畑村	12,430.0	1,029.6	8	1,331.2	963.1	72
小計	148,495.0	25,868.7	17	20,270.7	14,981.8	74	
県北広域	久慈市	23,793.0	2,695.6	11	3,631.0	2,581.1	71
	洋野町	24,606.0	3,496.6	14	3,616.4	3,247.9	90
	野田村	3,761.0	371.0	10	510.8	355.1	70
	普代村	2,514.0	306.4	12	310.7	271.0	87
	二戸市	30,437.0	5,676.7	19	5,883.5	5,251.9	89
	一戸町	21,072.0	4,306.5	20	4,022.1	3,882.6	97
	軽米町	21,092.0	3,020.3	14	3,479.1	2,904.0	83
	九戸村	8,749.0	1,580.3	18	1,930.8	1,428.5	74
	小計	136,024.0	21,453.4	16	23,384.4	19,922.1	85
県計		746,867.0	185,043.3	25	181,536.5	155,286.8	86

令和元年12月31日現在

## 6 農業振興地域制度担当部課一覽

公 所	担 当 課	住 所	電 話	F A X
農 林 水 産 省	農村振興局農村政策部農村計画課	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111 (代表)	03-3506-1934
東 北 農 政 局	農村振興部農村計画課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1	022-263-1111 (代表)	022-715-8217
岩 手 県 庁	農林水産部農業振興課	〒020-8570 盛岡市内丸10-1	019-629-5645 (直通)	019-629-5649
盛岡広域振興局	農政部農政推進課	〒020-0023 盛岡市内丸11-1	019-629-6597 (直通)	019-629-6609
県南広域振興局	農政部農政調整課	〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2	0197-22-2841 (内線305)	0197-22-6194
沿岸広域振興局	農林部農林調整課	〒026-0043 釜石市新町6-50	0193-25-2704 (内線222)	0193-27-2843
県北広域振興局	農政部農政調整課	〒028-8042 久慈市八日町1-1	0194-53-4983 (内線221)	0194-53-3560